

1 ※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要です。

に係る給与所得者異動届出書

給与支払報告  
特別徴収

市町村民税  
道府県民税

整理番号

付  
受  
印  
2

日高町長 殿 令和 年 月 日	給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 (氏名)	所在地 (住所)	担当 者	氏名	31年度 特別徴収 指定番号	係	31年度 特別徴収 指定番号	個人番号
		電話			2年度 特別徴収 指定番号	個人番号			

給与所得者	フリガナ	新 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額
	氏名 生年月日		円	円	円				
住所	1月1日 現在			円	円	年	控除社会保険料額		円
	異動後								円

◎給与所得者が新しい給与支払者（特別徴収義務者）による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 名称	特別徴収指定番号 (電話 - - )	左記特別徴収義務者へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。
-----------------------	-----------	-----------------------	---------------------------------------

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額（退職した月を除く）の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

理由 徴収	一括徴収する場合	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備考
	本人の印	月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。 (翌月10日納期限)
理由 徴収	一括徴収しない場合	月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。 (翌月10日納期限)

旧 特別 徴収 処理 欄	31年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点 検
	2年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点 検

あつても、必ず残税額をまとめて徴収していただく方については、本人の申出がない場合で

- 記載注意
- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市町村へ提出してください。
  - この用紙はノーカーボン紙で3部複写になっておりますので、カーボンは不要です。3部複写されたものを3部とも提出してください。
  - 太線  で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
  - 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
  - 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載するとともに1の場合には給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

A	B	C	D	E	F
---	---	---	---	---	---